

議案第 59 号

関市役所支所条例の一部改正について

関市役所支所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 12 月 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

上之保事務所の移転に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市役所支所条例の一部を改正する条例

関市役所支所条例（昭和25年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表上之保事務所の項中「関市上之保15119番地1」を「関市上之保15019番地」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。